

## 平成30年度家庭的保育事業等指導監査実施結果報告書

### I 指導監査の実施状況：

#### 1 平成30年度重点事項

家庭的保育事業所等が、質の高い保育サービスを提供するとともに、鎌ヶ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例に従って、利用者に対する適切な処遇、関係法令等に基づく適正な運営が図られるよう、関係法令及び鎌ヶ谷市家庭的保育事業等指導監査実施要綱に基づき、次の事項を重点に指導監査を実施しました。

##### (1) 児童の事故防止及び報告体制

- ア 乳児の睡眠時の呼気チェック等の児童の事故防止
- イ 事故発生時の報告体制

##### (2) 保育環境及び保育の質の向上

- ア 研修の確保及び実施状況
- イ 乳幼児が使用する設備等の適切な衛生管理

##### (3) 職員の処遇の充実及び労働環境

- ア 職員の確保及び定着化
- イ 保育士の配置状況
- ウ 本給、通勤・住宅手当等の各種手当の規定、適正な会計処理

#### 2 平成30年度指導監査計画・実施比較

種別	対象数	実地監査		書面監査	
		計画数	実施数	計画数	実施数
家庭的保育事業	0	0	0	0	0
小規模保育事業	9	9	9	0	0
事業所内保育事業	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
計	9	9	9	0	0

## II 指導監査の概要：

平成30年度は小規模保育事業9施設に対して実地監査を行いました。実地監査を行った法人に対して、「文書指摘」を行った施設は3施設、「口頭指摘」を行った法人は7施設です。指摘事項の総数は22件で、内訳は、文書指摘3件、口頭指摘19件となっています。

文書による改善を要する事項としましては、保育従事者の配置基準について、管理者設置加算を受けている管理者を一部人数に含めていた件、法人の規則、規定が運営実情に合わない件について文書による指摘をさせていただきました。

指摘種別	指摘件数		最大最少指摘数		指摘有無による法人数		指摘の平均数 (a)÷(b)	指摘の平均数以上の法人数
	計	個別(a)	最大数	最少数	あり(b)	なし		
文書	22	3	1	0	3	6	1	3
口頭		19	3	0	7	2	2.7	5